

社会福祉法人 愛泉会

特別養護老人ホーム愛泉荘～きずな館～ 運営規程

(指定介護老人福祉施設)

(目的)

第一条 社会福祉法人愛泉会（以下「事業者」という）が開設する指定介護老人福祉施設愛泉荘～きずな館～（以下「施設」という）は、事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、施設の従業者等（以下「従業者」という）が、要介護状態にある入居者（以下「入居者」という）に対し、意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定介護福祉サービスを提供し適切なサービスを行う事を目的とします。

(運営方針)

第二条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営むことを支援します。

二 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとします。

三 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

四 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(施設の名称等)

第三条 施設の名称及び所在地は次の通りとします。

- 1 名称 特別養護老人ホーム愛泉荘～きずな館～
- 2 所在地 宮城県仙台市泉区七北田字道24番地の2

(設備の概要)

第四条 施設は、施設内に以下の設備を設けます。

- 1 ユニット（居室・共同生活室・洗面設備・便所等）

- 2 浴室
- 3 医務室
- 4 調理室
- 5 洗濯室
- 6 汚物処理室
- 7 介護材料室
- 8 その他（事務室、相談室、地域交流室 等）

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第五条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

1 施設長 1人

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長に事故ある時は、あらかじめ理事長が定めた従事者がその職務を代行します。

2 医師 1人以上

入居者の健康管理及び療養上の指導を行います。

3 生活相談員 1人以上

入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施を行います。

4 介護職員 20人以上

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

5 看護職員（看護師もしくは准看護師）3人以上

入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

6 管理栄養士 1人以上

食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行います。

7 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

8 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

二 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従事者を置きます。

（勤務体制の確保等）

第六条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

二 入居者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

三 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は、

全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

四 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

（利用定員等）

第七条 施設の利用定員は、60名とします。

二 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

（一） ユニット数 6ユニット

（二） ユニットごとの入居定員 10名

二 施設は、入居定員及び居室の定員を超えた入居はしないものとします。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第八条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得たうえで契約を締結します。

（施設サービスの内容）

第九条 施設で行う指定介護福祉施設サービスの内容は次の通りとします。

- 1 施設サービス計画の作成
- 2 介護
- 3 食事
- 4 相談及び援助
- 5 社会生活上の便宜の提供
- 6 機能訓練
- 7 栄養管理
- 8 口腔衛生の管理
- 9 健康管理

（利用料等）

第十条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設

サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて、同条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める規準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

二 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

三 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることが出来るものとします。(詳細金額は別紙 1 参照)

1 食事の提供に要する費用

2 居住に要する費用

3 特別な食事の提供に要する費用

4 理美容代

5 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収します。

四 前項一及び二については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者は、当該認定証に記載された負担限度額を徴収します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十一条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとします。

(受給資格等の確認)

第十二条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとします。

(要介護認定に係る援助)

第十三条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。

二 施設は、要介護認定の更新の申請が、当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の遅くとも 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものと

します。

(サービス提供困難時の対応)

第十四条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。

(入退居)

第十五条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとします。

二 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超える場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めます。

三 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとします。

四 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、定期的に検討するものとします。

五 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとします。

六 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

(利用に当たっての留意事項)

第十六条 入居者は、生活環境保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂くこととします。

二 入居者は、施設で次の行為をすることを禁止します。

- 1 喫煙及び飲酒をすること。
- 2 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他の入居者の自由を侵すこと。

- 3 けんか、口論などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- 4 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 5 指定した場所以外で火気を用いること。
- 6 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(サービスの提供の記録)

第十七条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとします。

二 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するものとします。

(緊急時等における対応方法等)

第十八条 施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ配置医師及び協力医療機関の協力を得て施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応することとします。

二 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行います。

(非常災害対策)

第十九条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとします。

二 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(業務継続計画の策定等)

第二十条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

二 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

三 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(衛生管理等)

第二十一条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。

二 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 1 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととします。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十二条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

- 1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 3 事故発生防止のための委員会の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

二 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。尚、市町村へ連絡をする場合は、施設において定めた報告基準に準ずる事とします。

三 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

四 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

(身体拘束等の禁止)

第二十三条 施設は、入居者及び他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行

いません。

二 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び期間、その他入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録するものとします。

三 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- 1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 3 介護職員及びその他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止等)

第二十四条 施設は、虐待の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 1 施設における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 2 虐待防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、介護職員及びその他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

二 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第二十五条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るために、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（生産性向上委員会）を定期的開催するものとします。

(秘密保持等)

第二十六条 施設は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

二 施設が得た入居者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施

設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、入居者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとし
ます。

三 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持します。

四 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

(苦情対応等)

第二十七条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとします。

二 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。

三 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

四 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとします。

五 施設は、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

六 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとします。

(地域との連携等)

第二十八条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。

二 施設は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助、その他市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(協力医療機関等)

第二十九条 施設は、入居者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあ

っては、病院に限る。)を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- 1 入居者の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 2 当該指定介護老人福祉施設からの求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - 3 入居者の病状が急変した場合において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を必要とすると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 二 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った指定都市の市長に届け出ます。
- 三 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療機関に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。
- 四 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めるものとします。
- 五 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとします。

（記録の整備等）

- 第三十条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとします。
- 二 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

（掲示等）

- 第三十一条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項等を掲示する又は、求めに応じて閲覧できるよう整備するものとします。
- 二 施設は、原則として、重要事項をウェブサイト等へ掲載するものとします。

（損害賠償等）

- 第三十二条 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととします。ただし、施設及び従業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(その他運営に関する重要事項)

第三十三条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

二 この規程の改廃は、理事会の決議に基づいて定めるものとします。

附 則

1. この規程は、令和3年10月1日から施行する。
2. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
3. この規程は、令和6年11月1日から施行する。